毎週火・金曜日発行

山口県報

令和３年
３月31日
（水曜日）

目　次

○人委規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……１
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……１

人事委員会

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「こども・子育て応援局長」を「デジタル推進局長こども・子育て応援局長」に改め、同表議会の事務部局の項中

「

課長 秘書室長 政務企画室長	三種
	五種

」を

「

課長 政務企画室長 秘書室長	三種

」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「企画監」を「企画監乳幼児の育ちと学び支援センター次長」に改め、同表選挙管理委員会の事務部局の項中「五種」を「四種」に改め、同表警察本部の項中「会計監査官」を「会計監査官警務企画官」に改める。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の事務局等の項中

「

教育委員会の事務局	本庁
	副教育長 副課長（教育政策課の主査（人事担当）、企画監（企画調整担当及び秘書担当のものに限る。）、主任（人事担当及び秘書担当のものに限る。）及び管理主事（教職員課の教育調整監、主幹、主査、主任及び管理主事（管理班及び地域支援・人事班に限る。）の教育調整監、主幹、主査（経理担当のものを除く。）、主任（職員定数担当のものに限る。）及び管理主事（特別支援教育推進室の室長及び主任（職員定数担当のものに限る。））

」を

「

教育委員会の本庁	副教育長 副課長（教育政策課の主査（人事担当）、企画監（企画調整担当及び秘書担当のものに限る。）、主任（人事担当及び秘書担当のものに限る。）及び管理主事（教職員課の教育調整監、主幹、主査、主任及び管理主事（管理班及び地域支援・人事班及び教育課（管理班及び地域支援・人事班に限る。）の教育調整監、主幹、主査（経理担当のものを除く。）、主任（職員定数担当のものに限る。）及び管理主事（特別支援教育推進室の室長及び主任（職員定数担当のものに限る。））

」

会の事務局	班に限る。）の教育調整監、主幹、主査（経理担当のものを除く。）、主任（職員定数担当のものに限る。）及び管理主事（職員特別支援教育推進室の室長及び主任（職員定数担当のものに限る。））
乳幼児の育ちと学び支援センター	所長　次長　総務課長

に改める。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日印刷
令和三年三月三十一日発行
発行所　山口県庁
発行人　山口県知事